

|                             | 事業名                                      | 事業概要  | 平成17年度 計画  | 平成17年度 実績   | 所管局            |
|-----------------------------|--|---|--|---|----------------|
| <b>1. あらゆる分野への参画の促進</b>     |  |   |  |   |                |
| <b>(1) 働く場における男女平等参画の促進</b> |  |   |  |   |                |
| <b>① 均等な雇用機会の確保</b>         |  |   |  |   |                |
| <b>ア. ポジティブ・アクションの推進</b>    |  |   |  |   |                |
| 1                           | 男女平等参画状況調査の実施                            | 基本条例第13条に規定する「事業者からの報告」により、企業における男女平等参画の状況を把握、公表する。   | 「改正育児・介護休業法への対応等企業における女性雇用管理に関する調査」<br>対象： 都内30人以上の事業所<br>11業種 2,500事業所<br>男女労働者 5,000人  | 「改正育児・介護休業法への対応等企業における女性雇用管理に関する調査」<br>対象： 都内30人以上の事業所<br>11業種 2,500事業所<br>男女労働者 5,000人   | 産業労働局          |
| 2                           | 事業者団体との連絡会等                              | 「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行う。  | ・事業者団体との連絡会を年数回開催<br>・労働情勢懇談会の開催   | ・男女平等参画のための経営者懇談会<br>テーマ「先進企業に学ぶ経営戦略としてのワークライフバランス」<br>・労働情勢懇談会の開催  | 生活文化局<br>産業労働局 |
| 3                           | ポジティブ・アクションの推進                           | 事業主団体との連絡会や男女平等参画を進める会および東京ウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の積極的活用の促進を図る。   | 事業者団体との連絡会、東京ウィメンズプラザでのリーダー養成講座の開催<br>(No2, No17参照)  | 事業者団体との連絡会、東京ウィメンズプラザでのリーダー養成講座の開催<br>(No2, No17参照)   | 生活文化局          |
| 4                           | ポジティブ・アクション・プログラムの作成                     | 企業における女性の能力活用や職域の拡大、育児休業制度の整備等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示したポジティブ・アクション・プログラムを作成する。   | ポジティブ・アクション実践プログラム(改訂版)  | ポジティブ・アクション実践プログラム(改訂版)   | 産業労働局          |
| 5                           | ポジティブ・アクション・プログラムの普及及びポジティブ・アクションセミナーの開催 | ポジティブ・アクション・プログラムを各種事業主団体等と協力し、広く普及するとともに、関係法令や女性の活用例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い啓発する。   | 1 ポジティブ・アクションリーダー養成<br>年1回 30名<br>2 事業主向け「均等法セミナー」(7再掲)<br>年2回 各200名<br>3 ポジティブ・アクション実践セミナー<br>6所×2回 計12回 各50名<br>4 ポジティブ・アクションネットワーク会議<br>年1回 | 1 ポジティブ・アクションリーダー養成<br>年1回 30名<br>2 事業主向け「均等法セミナー」(7再掲)<br>年2回 各164名<br>3 ポジティブ・アクション実践セミナー<br>計17回 計1,617名<br>4 ポジティブ・アクションネットワーク会議<br>年1回 | 産業労働局          |
| <b>イ. 雇用機会均等に関する普及啓発</b>    |  |   |  |   |                |
| 6                           | 男女雇用平等啓発資料の発行                            | 男女雇用平等に関する啓発資料を発行する。  | ・「働く女性と労働法」 8,000部<br>・「女性労働ガイドブック」 15,000部  | ・「働く女性と労働法」 8,000部<br>・「雇用平等ガイドブック」 15,000部   | 産業労働局          |
| 7                           | 男女雇用平等セミナーの実施                            | ・男女雇用月間事業の実施<br>6月を「男女雇用平等推進月間」と定め、均等法の一層の定着と、雇用の場における男女平等の推進を図る。<br>・男女雇用平等セミナーの開催<br>女性労働関係法令や雇用平等問題に関するセミナー等により、男女労働者が働きやすい雇用環境の実現を図る。 | 事業主向け「均等法セミナー」<br>年2回 各200名<br>労働相談情報センター<br>7回  | 事業主向け「均等法セミナー」<br>年2回 各164名<br>労働相談情報センター<br>10回  | 産業労働局<br>産業労働局 |
| 8                           | 管理職選考試験受験の奨励                             | 管理職選考試験の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励する。  | 各局で実施  | 各局で実施   | 各局             |
| 9                           | 採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底                   | 採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図る。   | 各局で実施  | 各局で実施   | 各局             |

|                     | 事業名  | 事業概要   | 平成17年度 計画  | 平成17年度 実績  | 所管局                     |
|---------------------|--|--|--|--|-------------------------|
| ②パート・派遣労働者の雇用環境整備   |  |  |  |  |                         |
| ア. パート・派遣労働者の雇用環境整備 |  |  |  |  |                         |
| 10                  | パートアドバイザー制度                                      | パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働者の適正な雇用管理と労働条件の改善について助言する。  | ・労働相談情報センター<br>本所、5事務所 計7名<br>・巡回件数 2,600件   | ・労働相談情報センター<br>本所、5事務所 計7名<br>・巡回件数 2,816件   | 産業労働局                   |
| 11                  | 労働相談の実施  | ・労働相談<br>労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じる。<br>・パート電話総合相談<br>労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パートタイム労働者の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図る。           | 労働相談情報センター<br>本所、5事務所<br>年1回 2日間   | 労働相談情報センター<br>本所、5事務所<br>年1回 2日間   | 産業労働局                   |
| 12                  | 普及啓発の推進  | ・多様な働き方セミナー<br>パート・派遣等の多様な働き方に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、非正規労働セミナーを実施する。<br>・普及啓発資料の提供<br>パートタイム労働法の普及啓発を図り、パートタイム労働者の適正な雇用管理と労働条件の改善が行われるよう、啓発資料を発行する。 | 年24回 定員1,440人<br>・「パートタイム労働のポイント」の発行<br>15,000部<br>・「パートタイム労働ハンドブック」の発行<br>8,000部        | 年27回 参加2,064人<br>・「パートタイム労働のポイント」の発行<br>15,000部<br>・「パートタイム労働ハンドブック」の発行<br>8,000部        | 産業労働局<br>産業労働局<br>産業労働局 |
| ③起業家・自営業者への支援       |  |  |  |  |                         |
| ア. 起業家・自営業者への支援     |  |  |  |  |                         |
| 13                  | 創業支援の融資  | 新時代に向けて活躍が期待される中小企業等の創業を支援し、東京の活力を増進させるため、創業時に必要な資金を融資する。  | 融資目標額 300億円  | 融資目標額 300億円<br>融資実績 10,875,588千円   | 産業労働局                   |
| 14                  | TOKYO起業塾の開設                                      | 起業家を目指す人の創業を支援するための相談や指導、人材育成及び交流の機会を提供するなど、総合的、継続的な起業家支援を行う。  | ・相談指導<br>相談(随時)<br>起業家現地指導 30企業程度<br>・人材育成講座 6コース<br>(内女性のみを対象とするもの1コース)<br>・交流の場の提供 年6回 | ・相談指導<br>相談(随時)<br>起業家現地指導 30企業程度<br>・人材育成講座 6コース<br>(内女性のみを対象とするもの1コース)<br>・交流の場の提供 年6回 | 産業労働局                   |
| 15                  | 創業支援施設の提供  | 起業家や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供など創業環境を整備し、新規産業の創出を図る。  | ・創業支援施設 2カ所96室<br>・ベンチャー施設 3カ所63室<br>・区市等の施設整備支援 年3カ所支援<br>(既支援済7カ所)                     | ・創業支援施設 2カ所99室<br>・ベンチャー施設 3カ所63室<br>・区市等の施設整備支援 年1カ所支援<br>(既支援済8カ所)                     | 産業労働局                   |
| 16                  | 農業改良特別普及指導事業の実施                                  | 農家の経営環境改善のため、農家女性の経営参画の推進、労働環境や労働条件の改善の推進、能力の向上等を目的に事業を実施する。   | ・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回<br>・農家経営診断、設計講座 4地区(各5回)延べ20回<br>・男女共同参画フォーラム 1回                 | ・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回<br>・女性農業者能力向上講座 4地区(各5回)延べ20回<br>・男女共同参画フォーラム 1回                 | 産業労働局                   |
| 134                 | しごとセンター事業の推進<br>(多様な働き方に対する支援)<br>(平成16年度新規掲載事業) | しごとセンターにおいて、多様な働き方に対する支援の一つとして、起業に関する相談窓口の設置や情報提供を実施する。  | ・相談窓口の設置<br>・情報提供  | ・相談窓口の設置<br>・情報提供  | 産業労働局                   |

|    | 事業名                       | 事業概要   | 平成17年度 計画                  | 平成17年度 実績                  | 所管局   |
|----|---------------------------|--|----------------------------|----------------------------|-------|
| 17 | 男女平等参画講座の実施<br>(リーダー養成講座) | 企業等においてリーダーとなる自営業者等に、経営手法、女性の能力活用等についての知識や技能を付与する。       | ・企業、学校等 5回<br>・企業向け出前講座 2回 | ・企業、学校等 5回<br>・企業向け出前講座 3回 | 生活文化局 |
| 18 | NPO総合支援プログラムの実施           | 経営管理能力向上を図るセミナーや経理・税務などに詳しい人材の紹介など、NPO法人等の自立に向けた支援を実施する。 | (平成15年度事業終了)               | (平成15年度事業終了)               | 生活文化局 |

※ No.134は平成15年度以降の新規掲載事業であり、各々の体系の中に掲載した。  
134：1-(1)- 「しごとセンター事業の推進」(産業労働局)